作物群名で登録がある農薬の使用にあたっての注意事項

1　農薬登録における適用作物名には、「大作物群」、「中作物群」、「小作物群」、「作物名」の分類があり、作物が属する「大作物群」や「中作物群」、「小作物群」に適用のある農薬は、属する作物に使用できる。例えばチンゲンサイは大作物群“野菜類”、中作物群“葉菜類”、小作物群“非結球あぶらな科葉菜類”に属すので、“野菜類”、“葉菜類”、“非結球あぶらな科葉菜類”及び“チンゲンサイ”に適用のある薬剤が使用できる(表−１参照)。また、エンサイのように属する小作物群がない場合や、いちごのように中作物群、小作物群がない場合もある。

表−1　適用作物の区分例（野菜類抜粋）

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例
野菜類	葉菜類	非結球あぶらな科葉菜類	チンゲンサイ	青梗菜
			タアサイ	仙台雪菜、タアサイ（ターサイ、ターツァイ、如月菜、きさらぎな、瓢菜、ひさごな、縮み菜、ちぢみな）
		－	エンサイ	エンツァイ、あさがおな、空心菜、通菜、ヨウサイ
	－	－	いちご	オランダイチゴ

注）適用農作物名については、“適用農作物名について表１（令和３年１月 14 日最終改正）”を参照する。

2　農薬の適用は、作物の種類、大きさや形状、栽培形態ごとに決められるため、農作物名や形状が似た作物でも適用が異なる場合があり、注意を要する。例えば、「トマト」と「ミニトマト」では適用農薬が異なる（表−２参照）。

表−２　適用農薬の誤認しやすい作物名の事例

作物名１	作物名２	作物名３
トマト	ミニトマト	
ブロッコリー	茎ブロッコリー	
あさつき	ねぎ	わけぎ
キャベツ	メキャベツ（こもちカンラン）	非結球メキャベツ（プチヴェール）
しゅんぎく	きく	食用ぎく
さくら	食用さくら（葉）	
しょうが	うこん	
えんどう	実えんどう	
いんげんまめ	さやいんげん	
にんにく	葉にんにく	にんにく（花茎）
たまねぎ	葉たまねぎ	
未成熟とうもろこし	ヤングコーン（ベビーコーン）	
しょうが	葉しょうが	

３　同一作物でも収穫時期や利用部位等が異なる場合、適用作物名が変わる。このため、使用できる薬剤や、適用内容が異なる場合があるため、使用前に必ず農薬ラベルの表示を確認する。例えば未成熟の果実を漬物用に使用する子メロンは、「漬物用メロン」または「うり類（漬物用）」に適用のある薬剤を使用できるが、成熟した果実を収穫する「メロン」のみに適用のある農薬は使用できない。また、果実を収穫する「オリーブ」は大作物群で果樹類に分類され、葉を収穫する「オリーブ（葉）」は野菜類に分類される（表-３参照）。

表-３　異なる収穫時期や収穫部位等により適用作物が異なる事例

作物名１	作物名２
メロン	漬物用メロン
チンゲンサイ	チンゲンサイ（なばな的栽培）
やまのいも	やまのいも（むかご）
オリーブ	オリーブ（葉）

４　「豆類（種実）」と「豆類（未成熟）」は異なる登録で、「豆類（種実）」は中作物群で、成熟した種子を収穫するものである。一方、「豆類（未成熟）」は中作物群で、未成熟な種子を収穫、あるいはさや付きのままで収穫し、食用に供するものである。大作物群はどちらも「野菜類」に分類される。

５　野菜の抜き菜：だいこんの抜き菜は「野菜類」、「だいこん」に適用のある農薬が使用できる（ただし、注意事項に『間引き菜等に使用しない』旨記載された農薬は使用できない）。また、だいこん以外の抜き菜：「野菜類」に適用ある農薬のみ使用できる。

６　作物群名（大作物群・中作物群・小作物群）で登録のある農薬の使用にあたっては、薬害は使用者責任となっているため、事前に薬害の有無を十分確認すること。

７　不明な点については、農林事務所及び病害虫防除所等関係機関に問い合わせる。